

平成28年度 第6回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第6回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年9月28日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	3 菊元 久義 4 西中 克弘 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 18名 欠席委員 3名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	10 清水 正子 11 前城 美智男		
提出議題	議事 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 協議事項		

平成28年度第5回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数3名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 はい、どなたもご苦勞でございます。長雨が続きまして、何かと忙しいことと思っておりますけれども、本日、提案いたしました案件につきましては、数件で少ない訳でございますが、慎重なる審議をたまりまして、適正なるご決定を頂きたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第6回農業委員会の議事録署名者につきましては、10番の清水委員と、11番の前城委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名します。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何か報告事項ございますか。

事務局長 いいえ、ありません。

4 議 事

議長 事務局から報告事項も無いということでございますので、さっそく、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第21号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。贈与人、●●●●。住所、広島市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇外4筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、5,275 m²。申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 農地法3条の1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思

います。

委員 沖美町の清水です。この件は、●●さんの家屋敷を買ったときに、農地を残す訳にはいかないのをお願いしますということで引き受けたようです。▲▲さんは、ハウスとか色々なことを、野菜とか果樹とか作って農業に熱心な方なので、よろしくをお願いします。

議長 ▲▲さんはずっと農業をしてくれているんですね。というのも、耕作面積がゼロになっているので、どうかと。

委員 土地は、▲▲さんの奥さんの名前になっているんです。

議長 そうですか、分かりました。
ではこの案件につきまして、他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いというご意見でございますので、この案件について審査の決定をしたいと思っておりますが、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号2。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、367㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「耕作のため、譲り受ける。」という案件です。
以上で説明を終わります。

議長 それではこの2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 沖美町の小林です。先日、▲▲さんのところへ行ってお話しをお聞きしたところ、家の並びにこの畑がありまして、耕作のため譲り受けることになりました。よろしくお願ひいたします。

議長 この2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号3です。9月7日付けで許可申請が提出された案件ですが、申請書を提出後に、売買が不成立となったため、9月27日付けで取下願が提出されました。よって、番号3については、審議案件から除外します。
番号4。贈与人、●●●●。住所、東広島市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、呉市_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外5筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、4,522㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「農地保全のため、受贈する。」という案件です。以上で説明を終わります。

議長 それではこの4番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたと思います。

委員 大柿町の小松です。●●さんと▲▲さんは叔父と甥の関係です。14ページを開けてください。上の方で印がついている番地〇〇-〇と、〇〇-〇と、〇〇の土地にはミカンがあります。〇〇と〇〇と〇〇は管理をしています。〇〇-〇に実家がありますので、再々帰って来ているということでもあります。間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議長 この4番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号5と番号6は関連した議案となっておりますので続けてご説明をさせて

頂きます。番号5。贈与人●●●●。住所、大柿町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、255 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「耕作規模拡大のため、受贈する。」という案件です。

番号6。貸人■ ■ ■ ■。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、437 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「耕作規模拡大ため、借り受ける。」という案件です。使用貸借期間は5年間です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、5番と6番を一括上程させて頂きましたのは、▲▲▲▲さんが新規農業者になるということで、下限面積の2反に不足しているということで、2件を一括上程をさせて頂いております。この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

大柿町の胡子でございます。●●さんと、▲▲さんの奥さんは、兄妹です。そして、▲▲の奥さんは既にこの土地で野菜栽培を何年も続けておるということで、この度、▲▲さんも退職して、いつそのこと譲り受けて耕作したいということで話が成立したということです。

そして、■ ■ ■ ■さんは、去年まで、耕作していたんですが、ご本人が年を取ってもう耕作が難しいということで、▲▲さんへ貸すということになりました。よろしく願いいたします。

議長

では、5番と6番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この5番と6番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第21号の農地法3条の審議を終わります。

続きまして、議案第22号の農地法第5条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

番号1。この案件は、7月27日の第4回農業委員会総会において議案第14号番号4として上程をされたものが、申請内容の変更により、9月3日付けで取

下願が提出され、新たに申請されたものです。7月の案件は、許可の要件である、開発行為の許可申請が広島県になされず、農業会議への意見聴取もできない状態で、保留としていましたところ、取下げ願いが提出されたものです。

譲渡人、●●●●。住所、江田島町_____。譲受人、株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、広島市_____。所在地、江田島町_____。地番、2〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、3,091㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「駐車場用地として、譲り受ける。」という案件です。一般駐車場82台 身障者用駐車場4台です。以上で説明を終わります。

議長 この1番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の小跡です。先ほど事務局長の方から、7月の第5条申請の4番の取り下げがあったということで、新たにこの、同じ譲受人の株式会社▲▲▲▲ですか、この方から申請が出たということでございます。場所は7月のときと同じ位置でございます、図面を見て頂くと、22ページを見て頂くとお分かりになると思います。葎が生えている約3,000㎡ある土地でございます。これにつきましては、譲受人の株式会社▲▲▲▲の執行役員の店舗開発本部長さんの◆◆さんの方へ電話で確認しました。一般駐車場として申請をさして頂いておるといような内容でございました。

皆様方の適正な判断を仰ぎたいと思います。以上です。

議長 この1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 県の許可がいたるんでしたか。

事務局長 この案件の前回の内容ですと、県の開発の許可が必要になるのですが、駐車場のみで上に構造物を作らないという申請ですと、盛り土をされた場合でも開発の許可は必要ないということは、確認を取っております。

議長 この案件が、駐車場用地として農地を取得するということになっていきますので、地目変更がされた、その先の事までは農業委員会で特別に何かある訳ではないわけですし、この申請書についてのみ審議をお願いしたいと思います。

他に何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といた

します。

次をお願いします。

事務局長

番号2と番号3は関係した案件ですので、一括でご説明します。両案件とも一時転用の案件です。

番号2。貸人、●●●●。住所、大阪市_____。借人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、348 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「事務所用地として、借り受ける。」という案件です。一時転用は平成28年11月30日までです。

番号3。貸人、持分1/2■●■。住所、安芸郡府中町_____。持分1/2◆◆◆◆。住所、安芸郡府中町_____。借人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、348 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「事務所用地として、借り受ける。」という案件です。一時転用は平成28年11月30日までです。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、この2番と3番の案件につきまして、一時転用の申請でございますが、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

はい、大柿町の村上です。▲▲さん本人に確認したところ、事務所で間違いありません。よろしくお願いします。

議長

はい、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この2番と3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、この2番と3番を一括許可といたします。

次をお願いします。

事務局長

番号4。貸人、●●●●。住所、能美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、宅地。現況、畑。面積、312.12 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「自己居住用住宅用地として、借り受ける。」という案件です。平屋建て 建築面積は99.37 m²です。

以上で説明を終わります。

議長 この4番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 能美町の松岡です。●●さんがお父さんに当たりまして、▲▲さんが息子さんに当たります。●●さんの方に実際にお会いしてですね、確認したところ、息子さんが建てらせてくれと来たので、許可をだしたので、よろしく頼むということ。また、特に回りも家中でありますし、問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

議長 はい、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか？

委員 異議なしの声有り。

議長 では、全員可することに全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。

以上です。

5 協 議 事 項

議長 それでは、日程第5の協議事項に入りたいと思いますが、事務局長から何か連絡事項はございますか。

議長 以上で事務局から提案いたしました審議案件は終了いたしまして、これで、今回の農業委員会総会は終わりたいと思います。

以上で本日の総会を終了いたします。どうもごくろうでございました。

総会終了

終了時間 15時27分